

福島市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 12 号

福島市税条例施行規則の一部を改正する規則

福島市税条例施行規則（昭和63年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「市民税納税通知書兼決定通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書」に改める。

第60条第1項中「市民税納税通知書兼決定通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書」に改め、同条第2項中「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」に改める。

第63条第1項中「市民税減免申請書」を「市民税減免・森林環境税免除申請書」に改め、同条第2項中「市民税減免承認（不承認）決定通知書」を「市民税減免・森林環境税免除承認（不承認）決定通知書」に、「法人市民税減免（不承認）決定通知書」を「法人市民税減免（不承認）通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。